

建設工事に係る予定価格の事後公表について (お知らせ)

令和5年1月

長門市企画総務部監理管財課

市が発注する建設工事に関し、入札・契約制度の透明性、公平性及び競争性を図るとともに、市民の公共工事に対する信頼を高め、不正行為の防止及び工事費積算の妥当性に資するため、入札予定価格の一部を事後公表とします。

1 対象金額及び工事

設計金額が500万円以上の建設工事(建築一式工事、管工事、機械・電気設備工事等を含む全ての建設工事)

※設計金額が500万円未満の建設工事については、これまで通り事前公表とします。

※測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント業務、建築設計業務等については、これまで通り事後公表とします。

2 適用時期

令和5年4月1日以降に入札公告又は、入札通知を行うものから適用します。